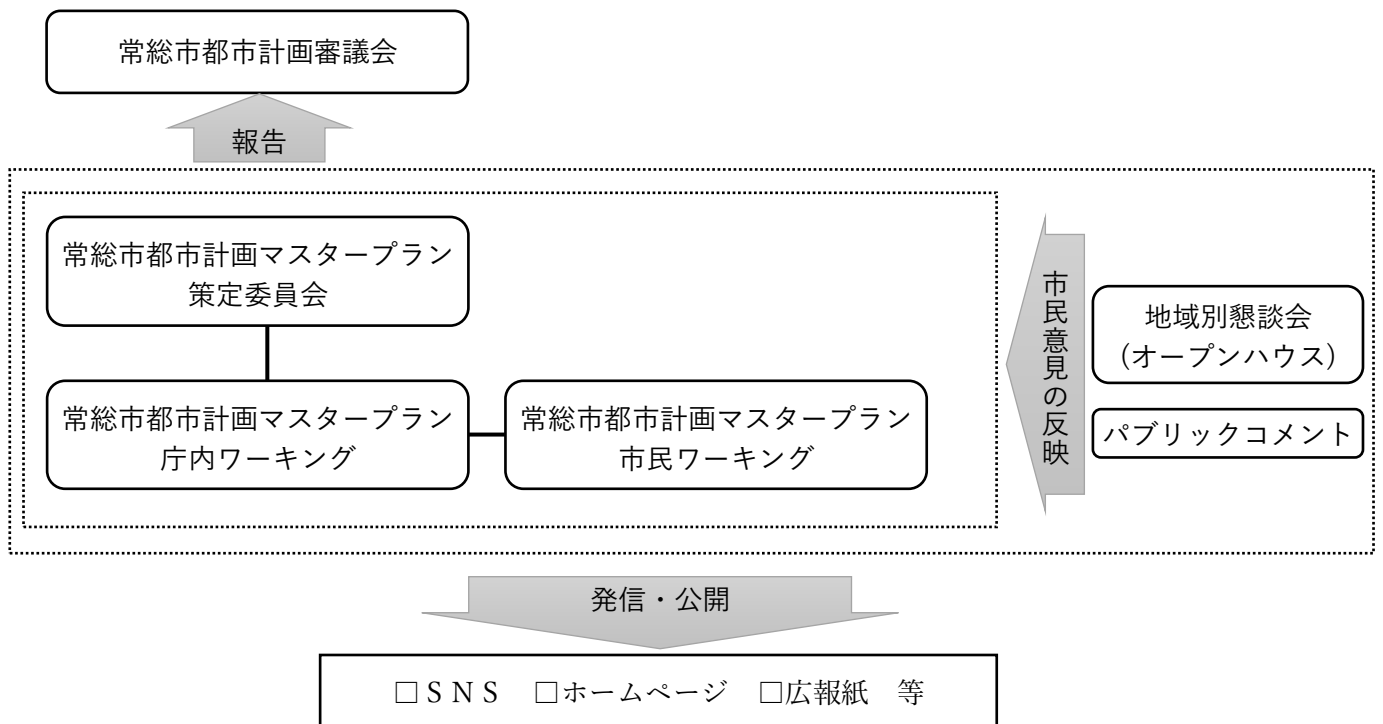


■常総市都市計画マスタープラン策定体制について

1. 策定体制



表－策定組織の概要

組織	構成	位置づけ
常総市都市計画マスタープラン策定委員会	・副市長 ・学識経験者 ・部長 ・各種団体代表	都市計画マスタープラン案の策定
常総市都市計画マスタープラン庁内ワーキング	・学識経験者 ・関係部署の課長	都市計画マスタープランの計画内容や構成等についての協議・作成
常総市都市計画マスタープラン市民ワーキング	地域代表 ・区長 ・教育 ・子育て ・防災 ・その他	都市計画マスタープランについて、市民の視点からの意見を反映

表－計画の周知方法

組織	内容
パブリックコメント	○計画案についての周知と意見の把握を行うために実施。 ※詳細な実施方法は別途検討。
地域別懇談会(オープンハウス)	○地域別将来像を中心に計画案の周知・意向把握を行うために実施。 ※開催形式については、懇談会方式のほか、市民が多く来訪する施設でパネルを展示しながら意見交換を行うオープンハウスも検討。
広報紙・HP掲載	○各年度1回広報紙で計画内容を掲載 ○委員会の開催ごとにHPに掲載

2. 策定委員会・庁内ワーキングについて

(1) 設置要綱

第2次常総市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の基本方針（以下「第2次常総市都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、第2次常総市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次常総市都市計画マスタープランの策定に必要な事項について検討し、協議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 市内各種団体・企業
- (4) 市職員
- (5) 前4号に掲げるもののほか市長が適当と定める者

2 委員会の委員は18名以内で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を個別かつ具体的に検討するため、委員会に庁内ワーキンググループ（以下「庁内WG」という。）を置く。

2 庁内WGの委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当と定める者

3 庁内WGに座長を置き、学識経験を有する者をもって充て、副座長は都市計画課長が務める。

4 庁内 WG の会議は、座長が招集し、主宰する。

(任期)

第 7 条 委員会及び庁内 WG の委員の任期は、第 2 次常総市都市計画マスタープランの策定完了までとする。

(庶務)

第 8 条 委員会及び庁内 WG の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 4 日から施行する。

(2) 開催予定

表－開催予定と検討事項（策定委員会・庁内ワーキング）

	予 定	策定委員会	庁内ワーキング
第 1 回	令和 4 年 12 月 【同時開催】	○都市計画マスタープランの概要 ○常総市の都市計画の現状 ○都市計画マスタープラン策定の論点	○都市計画マスタープランの概要 ○常総市の都市計画の現状 ○都市計画マスタープラン策定の論点
第 2 回	令和 5 年 4 月	○都市計画マスタープラン策定にあたっての課題 ○都市づくりの理念・基本方針	○都市計画マスタープラン策定にあたっての課題 ○都市づくりの理念・基本方針
第 3 回	令和 5 年 7 月	○常総市の将来像（将来都市構成、地域の位置づけ） ○都市づくりの方針	○常総市の将来像（将来都市構成、地域の位置づけ） ○都市づくりの方針
第 4 回	令和 5 年 10 月	○地域別将来像 ○地域別まちづくり方針	○地域別将来像 ○地域別まちづくり方針
第 5 回	令和 5 年 12 月	○パブリックコメント実施結果 ○常総市都市計画マスタープランの取りまとめについて	○パブリックコメント実施結果 ○常総市都市計画マスタープランの取りまとめについて

3. 市民ワーキングについて

(1) 市民ワーキングの位置づけ

- 都市計画マスタープランについて、市民の視点からの意見を反映する。
- 地域別の将来像や施策について、地域ごとに議論する。
→素案について本ワーキングで検討し、それを踏まえて庁内ワーキングに案として提示

【想定する検討事項】

- 常総市や地域の課題（資源や課題についてはWS形式で議論）
- 常総市・地域の将来像
- 地域づくりの施策 等

(2) 市民ワーキングの構成

- 市域を6地域に区分し、地域ごとに代表（区長、教育・子育て、防災、市民、職員等）で構成。

(3) 開催方法

- 全体で議論する事項と地域ごとに議論する事項を区分して実施する。
- 地域ごとに議論する場合は、WS形式で実施する。

全体で議論すること	地域ごとに議論すること
<ul style="list-style-type: none"> ○常総市の課題 ○都市づくりの理念・基本方針 ○常総市の将来像 ○都市づくりの方針 ○地域の位置づけ ○実現化方策 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題 ○地域づくりの理念・基本方針 ○地域の将来像 ○地域づくりの方針（施策）
○事務局案について説明し、意見をもらう形式で実施	○地域別にテーブルを設置し、ワークショップ形式で議論を進める形式で実施

※地域ごとに議論する場合は、テーブルを地域ごとに設置し、それぞれで作業を行ったあとに全体で共有（検討結果の発表、意見交換）する。

表－開催予定と検討事項（市民ワーキング）

	予 定	市民ワーキング
第1回	令和5年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの概要【説明】 ○常総市の都市計画の現状【説明】 ○都市計画マスタープラン策定の論点【説明】
第2回	令和5年3月 ※ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の現状と課題（資源と課題マップ作成） ○これからのまちづくりで大切にしたいこと
第3回	令和5年6月	<ul style="list-style-type: none"> ○都市づくりの理念・基本方針【説明】 ○常総市の将来像（将来都市構成）【説明】 ○地域の役割と将来像【説明】